福井少年運動公園屋内休憩所遊具等管理業務委託について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結を予定しているので、福井県財務規則第165条第2項第1号(昭和39年福井県規則第11号)の規定により、次のとおり公告する。

令和6年2月16日

福井運動公園事務所長 吉野 和雄

記

以上

- 1 契約の内容
  - (1) 契約名称 福井少年運動公園屋内休憩所遊具等管理業務委託契約
  - (2)業務内容 屋内休憩所3階のふわふわ遊具等の安全管理
  - (3)履行期間 令和6年3月2日から令和6年3月31日まで
  - (4) 契約締結予定日

令和6年2月28日

(5) 担当課及び履行箇所

福井県福井運動公園事務所 1 階 利用サービス課 電話 0776-36-1542 福井市福町地内

2 契約の相手方の決定方法

予定価格の制限の範囲内で適正な価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

3 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項若しくは同条第2項に規定する団体等であり、当該業務を確実に履行できること。

4 契約の申込みの方法 令和6年2月26日までに担当課へ見積書を提出